2　不動産担保権（処分予定不動産）

①　別表15「存続する担保権および目的物一覧表（処分予定不動産）」記載の各担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。ただし、同表の根抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定によって同欄記載の金額に確定する。

②　①に関わらず、未確定更生担保権が確定した場合、別表15「存続する担保権および目的物一覧表（処分予定不動産）」記載の各未確定更生担保権は、確定した更生担保権の額の限度で、従前の順位により存続する。ただし、同表の根抵当権の担保すべき元本は、未確定更生担保権の確定によって当該更生担保権の額に確定する。

③　同表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

④　同表記載の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額または極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額（ただし、未確定更生担保権については確定した更生担保権の額）に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑤　同表記載の担保権は、次のいずれかの場合に消滅する。

ａ　当該処分予定不動産について、「第３章、第２節、第３、２、①」記載の売却手続により管財人（更生手続終結決定がなされている場合には、更生会社。本項において以下同じ。）が売買契約を締結したとき

ｂ　当該処分予定不動産について、「第３章、第２節、第３、２、④」に従い更生担保権の弁済が終了した場合

⑥　⑤の場合、当該不動産にかかる全担保権者はすみやかに当該担保権設定登記の抹消登記手続をするものとし、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対して交付しなければならない。なお、管財人が上記③の元本確定登記手続および④の変更登記手続を省略し、⑤による担保権の消滅後に担保権の抹消登記手続を行うことを妨げない。

3　リースにかかる担保権

①　別表16「存続する担保権および目的物一覧表（リース）」記載の各担保権は更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　①の被担保債権の弁済が完了したときは、①の担保権は消滅する。

第２節　担保権の変換等

1　担保変換のための預金

担保権の目的となっている別表６「担保権の目的物一覧表（継続使用不動産）」記載の不動産を売却した場合において、売得金があるときは、当該物件上に担保権を有する権利者のため、売得金を債権者ごと、および当該物件の「新しい債権額」のうち残存する金額ごとに分割して、管財人名義で金融機関に預金する。

2　担保変換のための預金の内容、更新

①　担保変換のための預金は定期預金とし、その利息金は管財人が支払いを受ける。

②　管財人は、担保変換のための預金の満期が到来したときは、その元本額（ただし、後記４の定めにより被担保債権額が弁済等により減少したとき、または後記５の定めにより弁済のために預金を一部取り崩したときは、その残額）をもって当該預金を更新する。

3　質権の設定

前記１または２に基づき担保変換のための預金をしたときは、更生担保権に対する担保の変換として、管財人は「新しい債権額」のうち残存する債権を担保するため、担保変換用の預金の元本債権に担保権者を権利者とする質権を設定する。

4　質権の消滅

担保変換用預金の質権について、当該質権の被担保債権額が弁済等により減少したときは、その減少額と同額の部分について質権は消滅する。

5　担保変換用預金の取崩し

①　管財人は、担保変換用預金に質権を有する更生担保権者に対する、弁済の全部または一部に充てるため、担保変換用預金の全部または一部を取り崩すことができる。

②　前記①の定めにより担保変換用預金を取り崩したときは、当該取崩し部分について、前記３の質権は消滅する。

第３節　登記等の費用

本章による登記および登録手続に要する費用および登録免許税等は、更生会社が負担する。

第11章　定款の変更

更生会社の定款を別表21「定款変更表」のとおりに変更する。

第12章　役員の選任等

第１節　取締役の選任

次の者を取締役に選任する。

関　スズヱ

第２節　取締役の任期

前記取締役の任期は、更生計画認可決定の日から１年間または認可決定の日から１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までの、いずれか短い期間とする。

第３節　役員の変更、補充または増員

前記の任期内に役員の変更、補充または増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任または選定する。

変更または補充により選任または選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任または選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。

第４節　取締役の報酬

取締役の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

第５節　事業管財人の選任等

更生計画認可決定後早期に、裁判所に対し、関スズヱを、更生会社の経営を担う事業家管財人に選任すること、および、この選任に伴い、現管財人が主に法律面・手続面を担当する法律家管財人となることを、裁判所に要請する予定である。

第13章　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、管財人において和解または訴訟を遂行し、早期解決を図る。訴訟において和解を必要とするときは、裁判所の許可を得て行う。

以上

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２１年（再イ）第４１号

茨城県つくば市小白硲672番地289

再生債務者　石川　浩二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月21日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（再イ）第１８２５号

東京都練馬区旭町３―27―９―510

再生債務者　小笠原康生

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月25日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１９７２号

東京都大田区大森南２―11―２

再生債務者　伊藤　毅彰

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月25日

東京地方裁判所民事第20部